

【ABC 消費者情報 Vol. 91】

◎「劇場型勧誘（買え買え詐欺）」にご注意を！

本市では、昨年以降「介護施設を利用できる権利を譲ってほしいという電話があった」などの相談が寄せられています。不審な電話があったり封筒が送られてきたりしたときはご注意ください。

■相談事例

- 「来年オープンする会員制老人ホームに入居希望の人に代わって、入居権を申し込んでほしい」と電話があった。「立て替えたお金は返金するから」とお願いされたので、20万円を振り込んだが、返金はなく、連絡がとれなくなった。
- 「あなたは厚労省が作成した介護施設を利用できる人のリストに載っているので、その権利を譲ってほしい」と電話があった。不審に思い、相談した。

■アドバイス

- 「パンフレットが届いていないか」、「代わりに申し込んで」、「名義を貸して」などと持ちかけてくる不審な電話は「劇場型勧誘（買え買え詐欺）」です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- 「名義を貸すだけ」などと説明があっても、後からさまざまな口実で金銭を要求されます。一度お金を払ってしまうと、次々に請求されることがあるうえ、取り戻すことは極めて困難です。
- 勧誘の電話を受けたときは、早めにきっぱり断りましょう。留守番電話機能を利用して、非通知や知らない番号からの電話には出ないようにするのも一つの方法です。
- トラブルにあっている人の多くが高齢者です。家族や周囲の人も気を配りましょう。
- 不安に感じることがあれば、消費生活センターに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

[Tel:099-252-1919](tel:099-252-1919)

■バックナンバーはこちら

（スマホ・PC版）

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/kocho/abc/backnumber.html>

配信停止はこちら

[%url/https:ath:stop%](https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/kocho/abc/backnumber.html)

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611